

2024年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者入試A日程 試験問題

民法法系（民法、民事訴訟法、商法）

＜解答上の注意＞

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民法法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

〔問1〕 (60点)

以下の事実(1)から(6)を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- (1) 2023年8月1日、Aは、備前焼の器(甲)を所有しており、自宅の床の間の棚に、甲を設置していた。
- (2) 同日、華道(生け花)を趣味とするBは、華道展(生け花の展覧会)に向けて、適切な花器(生け花用の器)を探していた(本件事情)ところ、A宅を訪れた際に、甲を目にし、これを気に入った。Bは、本件事情をAに説明した上で、甲が花器に適するかどうかをAにたずねたところ、Aは、甲に水を入れて使用したことがないので分からないと返答した。
- (3) 同日、Bは、もし甲が花器に適するならば、300万円で購入したいとAに伝えたところ、Aは、これを承諾した。その場で、試しに、甲に水を入れてみたところ、水漏れもなく、花器として使用できそうであったことから、AB間で甲の売買契約(本件売買契約)が締結された。
- (4) 同日、Bは、甲を自宅に持ち帰った。本件売買契約においては、代金300万円は、同月10日に、AがBの自宅を訪問する際に、BがAに支払うことが合意されていた。
- (5) 同月2日、Bは、甲に水を入れ、花を生けた。
- (6) 同月5日、Bは、甲の下に敷いていた敷物が水に濡れていることに気づき、調べたところ、甲の底には微細な穴が複数あいていることが判明した。この穴は、極めて微細であることから、甲に水を入れた場合、数時間程度であれば、水漏れは、ほぼ認識できない程度のものであった。しかしながら、甲は、数日にわたって水を入れたままとなる華道展での使用には、適さないものであった。

〔問い〕

Bは、甲を華道展で使用できないことから落胆したものの、甲を気に入ったことから、手元に置いておきたいと考えた。もっとも、花器として適するものであった場合の甲は、市場価値が300万円であるものの、微細な穴が空いており、花器として適さない甲の市場価値は、200万円であることから、Bは、Aに支払う代金の額を、本件売買契約で定めた300万円よりも少なくしたいと考えた。2023年8月10日に、AがBの自宅を訪問し、300万円の支払いを求めた際に、このようなBの希望を可能とするためにBが依拠することができる法律構成を2つあげて、それぞれについて説明しなさい。

〔問2〕 (20点)

「約定担保物権」と「法定担保物権」とは、それぞれどのようなものであるのかについて、一つずつ例を挙げて、簡潔に説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題 2】 [事実] を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。

解答は、**【問題 1】** を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

[事実]

Xは、Yを被告として、売買代金債権500万円（以下、「XY債権」という）のうち、300万円の支払いを求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。本訴の訴状において、訴求する300万円がXY債権の一部である旨が明示されていた。

[問 1] （10点）

本訴の訴訟物は何か。論拠を挙げて説明しなさい。

[問 2] （25点）

本訴の係属中、Xが、Yを被告として、XY債権のうち本訴で訴求しなかった200万円の支払いを求める訴え（以下、「別訴」という）を、本訴とは別の管轄裁判所に提起した。

本訴との関係で、別訴はどのように処理されるべきか。別訴の訴訟物が何かを明らかにしたうえで、論拠を挙げて説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 以下の文章を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。各設問は別個のものとして解答すること。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

A株式会社の代表取締役Bは、取締役会の承認を得て、A社の取締役Yの所有する本件土地の売買契約を締結し約定の金額を支払ったが、本件土地の所有名義はYのままであった。そこで、この事実を知ったA社の株主Xは、Yを被告とする株主代表訴訟を提起して、本件土地の所有権移転登記手続きを求めた。Xの代表訴訟提起の動機は、本件土地の所有名義をA社に移転することに加え、経済ジャーナリストとしての自己の売名目的であった。

[問1] (15点)

YはXに対し、会社法847条の4第2項3項による担保提供の申立てを行った。Yの主張は認められるか。

[問2] (20点)

Xの本件請求は認められるか。代表訴訟提起に係る訴訟要件の検討を要しない。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題 1】 民法

[問 1] 品質に関する契約不適合の事案について、売買契約の効力を維持しつつ、支払う代金額を少なくするための方策を問うものである。

[問 2] 約定担保物権と法定担保物権についての理解を問うものである。

【問題 2】 民事訴訟法

数量的一部請求の訴訟物に関する理解と民訴法 142 条の規律に関する理解を問う問題である。

【問題 3】 商法

[問 1] 株主代表訴訟と担保提供に関する理解をみる。

[問 2] 株主代表訴訟の対象となる取締役の責任に関する理解をみる。